

令和3年9月吉日

各位

横浜信用金庫

「保護預り規定・振替決済口座管理規定・一般債振替決済口座管理規定（公共債）」 の改正について

平素は当金庫をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

債券取引（国債・地方債）について、当金庫では下記のとおり規定を改定しますのでお知らせします。

記

1. 改正日

令和4年4月1日

2. 改定する規定

保護預り規定・振替決済口座管理規定・一般債振替決済口座管理規定（公共債）

3. 改正内容

各規定の解約等の条項に、以下の下線箇所を追加

保護預り規定

（解約等）

第13条4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様について相続の開始があったとき
- (2) お客様等がこの規定に違反したとき

(3) 当金庫所定の期間（債券最終取引日より10年間）において口座残高がない場合

(4) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

振替決済口座管理規定

（解約等）

第14条2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振替国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様について相続の開始があったとき
- (2) お客様等がこの規定に違反したとき

(3) 当金庫所定の期間（債券最終取引日より10年間）において口座残高がない場合

(4) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

一般債振替決済口座管理規定

（解約等）

第17条2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様について相続の開始があったとき
- (2) お客様等がこの規定に違反したとき

(3) 当金庫所定の期間（債券最終取引日より10年間）において口座残高がない場合

(4) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

以上

たしかな明日のお手伝い



横浜信用金庫